

生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律などがあり、特定の種または地域を指定して採捕や開発行為を規制し、また失われた自然環境の再生を推進している。

これらの法律によって指定されている種や区域には、湿地とそこに生息する種に関連するものが数多く含まれている。

多様な主体の参加と普及啓発：

日本では、ラムサール条約湿地を有する市町村によって、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議が構成されている。関係市町村間の情報交換及び協力を推進することによって、地域レベルでの湿地保全活動を促進し、条約湿地の適正な管理に資することを目的としており、定期的に会議が開催されている。また、都道府県レベルにおいても、鳥獣保護区、自然環境保全地域、自然公園などの保護区を湿地を含める形で設定したり、独自に湿地に関わる環境条例や環境計画を策定している例もある。

湿地の保全と賢明な利用は、湿地のそばで暮らす地域の人々の理解及び参加なくしては実現できない。日本各地のラムサール条約湿地においては、多くの主体が協力、協働して地域レベルの活動を進めている例が多数ある。

国際協力

湿地の保全と賢明な利用の推進のために、経験や技術を共有するなど、国際協力は重要である。日本はアジアの先進国として積極的な貢献を期待されており、以下の活動をはじめとして、さまざまな国際協力

に取り組んでいる。

湿地保全に関する支援、調査、情報交換：

国際協力機構（JICA）は、途上国から研修生を受け入れ、湿地の保全及び賢明な利用に関する研修をそれぞれ実施している。また、イラン、ウガンダ、マレーシア等において、湿地生態系の保全や持続可能な利用に関する技術協力を行ってきている。

資金援助としては、外務省が、ラムサール条約小規模無償基金への任意の拠出を通じて、アジアの湿地保全を目的としたプログラムを支援している。また、公益財団法人長尾自然環境財団による民間の資金援助プログラムも提供されている。

環境省は、ミャンマーにおいて重要湿地目録作成のための調査やワークショップを実施し、ミャンマーのラムサール条約への加入を促進したほか、マレーシア、ベトナム、タイ、カンボジアの各国でラムサール条約湿地の登録等を支援してきた。

また環境省は、アジア地域の湿地保全管理の専門家や政府関係者、NGOなどの参加を得て継続的に開催されてきた「アジア湿地シンポジウム」に対しても支援を行ってきた。日本はこの「アジア湿地シンポジウム」をはじめとする地域的な科学技術フォーラム推進の奨励や指示を謳った決議案を提案し、ラムサール条約第9回締約国会議で、決議区19とし採択された。

二国間の渡り鳥保全の取り組み：

日本は米国、ロシア、オーストラリア、中国の4か国と渡り鳥等の保護のための二

国間条約・協定を結び、渡り鳥の捕獲などの禁止、生息環境の保全の促進、共同調査などを実施している。また、韓国とも日韓環境保護協力協定を結び、その下で渡り鳥の保護協力に関する定期的な会合及び共同調査を実施している。

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）：

世界には、主要な渡り鳥の渡り経路として9つのフライウェイが存在する。このうち、日本が含まれる「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ」には、シギ・チドリ類、ガンカモ類、ツル類を中心として、世界的な絶滅危惧種33種を含む5000万羽以上の渡り性水鳥が生息している。また、これまでに日本で記録された鳥類の種数に占める渡り鳥の割合は、本州、四国、九州地方では60%、北海道と琉球列島では80%にも及び、日本列島が渡り鳥にとって重要であることを示している。

「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）」は、東アジア・オーストラリア地域の渡り性水鳥とその生息地を保全することを目的とする国際的連携・協力のための枠組みであり、日豪政府の主導により2006年に発足した。EAAFPでは、「渡り性水鳥重要生息地ネットワーク」を設置しており、ネットワーク参加地では、渡り性水鳥に関する普及啓発や保全活動、調査研究が進められている。2018年10月現在、国内のネットワーク参加地の数は33か所であり、このうち22か所はラムサール条約湿地である。

資料：決議Ⅷ.13付属書2：国際的に重要な湿地の選定基準及びガイドライン

本基準は、第7回締約国会議（1999年）で採択され、従来使用されていた第4回と第6回締約国会議（1990年及び1996年）で採択された基準に代わるもので、ラムサール条約湿地の選定における第2条第1項の実施のガイドとなる。なお、第9回締約国会議の決議区1付属書Bで、基準9が追加された。

基準グループA 代表的、希少または固有な湿地タイプを含む湿地

基準1：適当な生物地理区内に、自然のまたは自然度が高い湿地タイプの代表的、希少または固有な例を含む湿地がある場合には、当該湿地を国際的に重要とみなす。

基準グループB 生物多様性の保全のために国際的に重要な湿地種及び生態学的群集に基づく基準

基準2：危急種、絶滅危惧種または近絶滅種と特定された種、または絶滅のおそれのある生態学的群集を支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準3：特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準4：生活環の重要な段階において動植物種を支えている場合、または悪条件の期間中に動植物種に避難場所を提供している場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

水鳥に基づく特定基準

基準5：定期的に2万羽以上の水鳥を支える場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準6：水鳥の一種または一亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

魚類に基づく特定基準

基準7：固有な魚類の亜種、種、または科、生活史の一段階、種間相互作用、湿地の利益もしくは価値を代表する個体群の相当な割合を維持しており、それによって世界の生物多様性に貢献している場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準8：魚類の重要な食物源であり、産卵場、稚魚の成育場であり、または湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。他の種群に基づく個別基準

基準9：鳥類以外の湿地に依存する動物種または亜種の個体群で、その個体群の1%を定期的に支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えられることとする。